

四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第42号

四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市災害対策本部に関する条例施行規則（平成20年四日市市規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害対策本部の設置)</p> <p>第2条 災害対策本部は、次の各号に掲げる場合に災害対策本部長（以下「本部長」という。）が設置するものとする。</p> <p>(1) 市内を含む地域に、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく<u>大雪警報、暴風雪警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報、高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されているもの)、高潮警報、津波注意報(津波予報区「伊勢・三河湾」)、津波警報(津波予報区「伊勢・三河湾」)</u>又は<u>大津波警報(津波予報区「伊勢・三河湾」)</u>のいずれかが発表されたとき。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(災害対策本部の設置)</p> <p>第2条 災害対策本部は、次の各号に掲げる場合に災害対策本部長（以下「本部長」という。）が設置するものとする。</p> <p>(1) 市内を含む地域に、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく<u>大雪、暴風雪、暴風、大雨、高潮、津波(津波予報区「伊勢・三河湾」)、大津波(津波予報区「伊勢・三河湾」)</u>又は<u>洪水警報</u>のいずれかが発表されたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>「東海地震に関連する調査情報」</u>が発表され、本部長が必要と認めたとき又は<u>「東海地震注意情報」</u>若し</p>

<p>(3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>くは「東海地震予知情報」が発表されたとき。</p> <p>(4) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。</p> <p>(5) (略)</p>
---	---

改正後				
別表第1（第5条及び第6条関係）				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
(略)				
財政経営部	財政経営部長	財政班	財政課長	(略)
		第1避難対策班	収納推進課長	
		第2避難対策班	市民税課長	
		第3避難対策班	資産税課長	
		第4避難対策班	行財政改革課長	
		管財班	資産マネジメント課長	
(略)				

健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉総務班  医療保健班  衛生班	福祉総務課長 (福祉総務課) (保護課) (高齢福祉課) (介護保険課) (障害福祉課) (保険年金課) <u>保健企画課長</u> (健康づくり課) (保健企画課) (保健予防課) 衛生指導課長 (衛生指導課) (食品衛生検査所)	1 から 1 5 まで (略) <u>1 6 動物による危害等発生時の対応に関すること。</u> <u>1 7 生活衛生施設の状況把握に関すること。</u> <u>1 8 (略)</u>
こども未来部	こども未来部長	こども健康福祉班	こども未来課長 (こども未来課) ( <u>こども手当・医療給付課</u> ) ( <u>こども家庭センター</u> ) (こども発達支援課) (あけぼの学園) (保育幼稚園課)	(略)
(略)				

教育委員会	教育長	教育総務班	教育総務課長	(略)
		教育施設班	教育施設課長	
		第1学校教育班	学校教育課長	
		第2学校教育班	<u>教育推進課長</u>	
		人権教育班	人権・同和教育課長	
		教育支援班	<u>育ち支援課長</u>	
(略)				
備考				
(略)				

改正前				
別表第1 (第5条及び第6条関係)				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
(略)				
財政経営部	財政経営部長	財政班	財政課長	(略)
		第1避難対策班	収納推進課長	

		第 2 避難 対策班	市民税課長	
		第 3 避難 対策班	資産税課長	
		第 4 避難 対策班	行財政改革課 長	
		管財班	管財課長	
(略)				
健康福祉 部	健康福祉 部長	健康福祉 総務班	福祉総務課長 (福祉総務課) (保護課) (高齢福祉課) (介護保険課) (障害福祉課) (保険年金課)	1 から 1 5 まで (略)
		医療保健 班	健康づくり課 長 (健康づくり 課) (保健企画課) (保健予防課)	<u>1 6</u> (略)
		衛生班	衛生指導課長 (衛生指導課) (食品衛生検 査所)	
こども未 来部	こども未 来部長	こども健 康福祉班	こども未来課 長 (こども未来	(略)

			課) ( <u>こども保健福祉課</u> ) ( <u>こども家庭課</u> ) (こども発達支援課) (あけぼの学園) (保育幼稚園課)	
--	--	--	--	--

(略)

教育委員会	教育長	教育総務班  教育施設班  第1学校教育班  第2学校教育班  人権教育班  教育支援班	教育総務課長  教育施設課長  学校教育課長  <u>指導課長</u>  人権・同和教育課長  <u>教育支援課長</u>	(略)
-------	-----	--	---	-----

(略)

備考

(略)

改正後

別表第3（第13条関係）

種別	配備態勢	配備時期
注意体制	関係部局において必要最小限の人員を配置し、主として情報収集、連絡活動等を行い、状況により警戒体制に迅速に移行できる体制	1 市内を含む地域に次の注意報、又は警報が発表されたとき。 (1)から(3)まで (略)  (4) (略) 2 市内を含む地域に次の注意報が発表され、市長が必要と認めたとき。 (1) (略) 3 <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</u> が発表されたとき。 4 (略) 5 (略)

改正前

別表第3（第13条関係）

種別	配備態勢	配備時期
注意体制	関係部局において必要最小限の人員を配置し、主として情報収集、連絡活動等を行い、状況により警戒体制に迅速に移行できる体制	1 市内を含む地域に次の注意報、又は警報が発表されたとき。 (1)から(3)まで (略) (4) <u>津波注意報（津波予報区「伊勢・三河湾」）</u> (5) (略) 2 市内を含む地域に次の注意報のい

		<p><u>ずれか</u>が発表され、市長が必要と認めたとき。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>
--	--	--

改正後		
別表第4 (第13条、第14条関係)		
種別	配備態勢	配備時期
警戒体制	<p>相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行うため各部署の適宜な人員をもって当たるもので、状況により直ちに非常体制に移行できる体制</p>	<p>1 市内を含む地域に次の<u>注意報、又は警報のいずれかが発表されたとき。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されているもの)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>津波注意報(津波予報区「伊勢・三河湾」)</u></p> <p>(8) <u>津波警報(津波予報区「伊勢・三河湾」)</u></p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p><u>5</u> 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」又は「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたとき。</p> <p><u>6</u> (略)</p>

非常体制	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動に当たり得る体制	1 (略) 2 <u>大津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）が発表されたとき。</u> 3 及び 4 (略)
------	---	---

改正前		
別表第 4（第 13 条、第 14 条関係）		
種別	配備態勢	配備時期
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行うため各部署の適宜な人員をもって当たるもので、状況により直ちに非常体制に移行できる体制	1 市内を含む地域に次の警報のいずれかが発表されたとき。 (1)から(4)まで (略) (5) (略) (6) <u>津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）</u> (7) <u>大津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）</u> 2 から 4 まで (略) 5 <u>「東海地震に関連する調査情報」が発表され、本部長が必要と認めたと</u> <u>き。</u> 6 <u>「東海地震注意情報」が発表された</u> <u>とき。</u> 7 <u>「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された</u> と

		き。 8 (略)
非常体制	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動に当たり得る体制	1 (略) 2 「東海地震予知情報」が発表されたとき。 3 及び 4 (略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(危機管理統括部危機管理課)